

西宮市成年後見制度利用支援事業  
市長申立に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）の施行に伴い、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）開始の審判を市長が申立てる手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長による後見等の開始の審判申立（以下、「市長申立」という。）を必要とする状態にある者は、民法の規定による後見等の要件を満たすとともに、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住している者（次項に規定する者を除く。）で次のいずれかに該当する者
  - ア 認知症、知的障害又は精神障害等の状態にあるため、日常生活を営むのに支障がある者
  - イ 認知症、知的障害又は精神障害等の状態にあり、家族等による虐待又は無視（以下、「虐待等」という。）を受けている者若しくはその恐れのある者
  - ウ その他市長が認める者

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の規定に基づく本市の住所地特例対象被保険者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条の規定に基づき、本市が介護給付費等の支給決定を行っている者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

(4) 老人福祉法第11条の規定に基づき、本市が養護老人ホーム等への措置を決定し実施する者であって、第1号アからウまでのいずれかに該当する者

2 次の各号のいずれかに該当する者については対象としない。ただし、関係市区町村と協議の上、市長がやむを得ないと認めるときであって、前項第1号アからウまでのいずれかに該当する場合は対象とすることができる。

- (1) 本市以外の市区町村の住所地特例対象被保険者
- (2) 本市以外の市区町村が介護給付費等の支給決定を行っている者
- (3) 本市以外の市区町村が措置を決定し実施する者

(該当者及び親族の調査)

第3条 市長は、後見等を必要とする状態にある者（以下「該当者」という。）の福祉を図るために必要と認めるときは、該当者の健康状態及び精神状態等該当者の現状を調査す

る。

- 2 市長は、該当者の配偶者並びに2親等内親族（以下「親族等」という。）の存在の有無、該当者と親族の関係、家族等による虐待等及び財産争議の事実等を調査し、市長が親族等に代わって申立をすべき事由の有無を判断する。

（親族等への申立の説明）

第4条 市長は、第3条に規定する調査結果により、後見等の必要があると判断された場合において、該当者の親族等の存在が確認されたときは、当該親族等に後見等申立の必要性を説明し、親族等による申立を促すこととする。

（市長の申立）

第5条 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、市長申立を行うことができる。ただし、2親等内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市長申立を行わないものとする。

- (1) 該当者に親族等が存在しないとき
- (2) 該当者に親族等が存在しても、親族等による申立が行われない状況にあるとき、又は該当者と親族等とが音信不通の状況にあるとき
- (3) 親族等が存在しても、親族等による虐待等があり、又はその恐れがあるとき
- (4) その他該当者の福祉を図るため特に必要があると認めるとき

（費用負担）

第6条 市長は、診断書の作成費用、印紙代、登記に係る費用、申立書の作成費用及び鑑定料等申立に必要な費用（以下、「申立に係る費用」という。）について費用負担することができる。

- 2 市長が前項により費用負担した申立に係る費用は、家庭裁判所が後見人、保佐人又は補助人（以下、「後見人等」という。）を選任した後、当該後見人等に対して全部又は一部を求償することができる。

（付 則）

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

（付 則）

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。